

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12月 26日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第 88号

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年新潟市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100分の150」を「100分の160」に改める。

第 2 条 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100分の160」を「100分の155」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正前の新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき令和 6 年 12 月 1 日を基準日として既に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。